

## 監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成26年5月30日

新潟県監査委員 野上信子

新潟県監査委員 田宮強志

## 住民監査請求に係る監査結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

(略)

#### 2 請求の要旨

(1) 新潟県が新潟県議会に対し平成24年度に支出した政務調査費のうち、以下のとおり、違法・不当な公金の支出（計1,102万4,325円）があり、かつ、新潟県知事がその返還請求をしない怠る事実がある。

ア 議員自身あるいは親族が代表者を務める会社に対する賃料支払いであるか誰に対する賃料支払いか不明であるため違法である。

イ 賃料支払い額のうち3分の1のみについて政務調査費から拠出し得るところ適切な按分がされていないため違法である。

ウ 政務調査と関連した調査研究費・研修費であることがうかがわれぬか、そもそも領収書がなく支出自体が不明であるため違法である。

(2) 知事に対し、違法不当な政務調査費相当額について、各議員から県に返還を求めるなど損害を補填するための必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

#### 3 請求の受理

本件請求のうち、誰に対する賃料支払いか不明であるため違法であるとの主張については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成26年3月31日をもってこれを受理した。

それ以外の主張は違法又は不当とする財務会計上の行為が個別的・具体的に特定され、その理由が適示されていると認められないことから、監査対象としなかった。なお、この点について、東京都品川区の政務調査費に関する条例に関し、平成21年12月17日の最高裁判所判決では、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。

### 第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人の陳述及び新たな証拠の提出はなかった。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査の対象

本件請求のうち、事務所費の領収書等について支払い相手先不明のものがあるかを監査の対象とした。

#### 2 監査対象機関

議会事務局総務課

### 第4 監査委員の交替

平成26年3月31日監査委員石上和男の退任により、同年4月1日新たに田宮強志が選任されたので、監査委員事務引継を行った。

### 第5 監査の結果

本件請求に関する事務所費の領収書等について議員から県議会議長へ提出された書類で確認した結果、支払い相手先が明らかに不明な領収書等はなかった。

よって、請求人の主張については理由がないものと判断する。